

令和8年度 富士宮口登山道（大宮口新道）遺構測量図作成業務委託契約書（案）

静岡県富士山世界遺産センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
の間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和8年度 富士宮口登山道（大宮口新道）遺構測量図作成業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、要領に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（守秘義務）

第3条 乙は、委託業務を処理するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務を中止または終了した後も同様とする。

（委託期間）

第4条 この委託期間は、契約日から令和9年2月28日までとする。

（申出義務）

第5条 乙は、甲の定める要領の中に不適切な箇所があると認めたとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費）

第6条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は免除とする。

（支払方法）

第8条 乙は、第15条第2項の通知を受領した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に、乙に対し、委託費を支払うものとする。

2 委託費は精算払いとする。

（契約の変更）

第9条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキまでのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」と

いう。) 第2条第2号に該当する団体 (以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等 (法第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)) 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。 (以下同じ。)) である者

ウ 法人の役員等 (法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)) が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は乙が全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は乙が一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により一ヶ月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書の提出)

第13条 乙は、この契約の締結後7日以内に要領に定める委託業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は前項の規定により提出した委託業務実施計画書を変更する場合は、委託業務実施変更計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

3 甲は、前2項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(処理状況の報告等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託業務実績報告書の提出)

第15条 乙は、委託業務が終了したときは、要領に定める委託業務実績報告書を委託業務が終了した日から速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から書類の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

(契約解除後の委託業務実績報告書の提出)

第16条 甲又は乙が第11条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、契約解除後7日以内に第15条の委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

第 17 条 甲又は乙が第 11 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

2 甲は、本契約終了後に乙が第 2 条又は第 3 条の規定に違反したことが判明した場合は、委託費の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 18 条 乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、委託費から出来高部分に相当する委託費を控除した額につき年 3.0%の割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により第 8 条の規定による委託費の支払いが遅れた場合は、乙は、遅延日数に応じ、当該委託費につき年 3.0%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(著作物の帰属)

第 19 条 この契約に基づき作成された成果物の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、甲に帰属するものとする。

(合意管轄)

第 20 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 21 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 48 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 8 年 月 日

(甲) 静岡県富士宮市宮町 5 番 12 号
静岡県富士山世界遺産センター
副館長 石川 哲史

(乙)

令和８年度 富士宮口登山道（大宮口新道）遺構測量図作成業務委託要領

静岡県富士山世界遺産センターを委託者とし、 を受託者として、令和８年 月 日付けで締結した令和８年度 富士宮口登山道（大宮口新道）遺構測量図作成業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第１ 契約書第１条の委託業務の内容

本委託業務では、富士宮口登山道（大宮口新道）について、遺構測量図を作成することを目指すとする。業務の詳細は、別添「令和８年度 富士宮口登山道（大宮口新道）遺構測量図作成業務委託仕様書」によるものとする。

第２ 契約書第１３条の委託業務実施（変更）計画書の様式及び提出部数

- (1) 委託業務実施（変更）計画書（様式第１号） １部

第３ 契約書第１５条の委託業務実績報告書の様式及び提出部数

- (1) 委託業務実績報告書（様式第２号） １部

様式第1号

委託業務実施（変更）計画書

令和 年 月 日

静岡県富士山世界遺産センター副館長 様

所在地
名 称
代表者

下記のとおり計画したので報告します。

1 業務の名称

2 契約年月日 令和 年 月 日

3 履 行 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 作業スケジュール

時期	業 務 内 容

様式第2号

委託業務実績報告書

令和 年 月 日

静岡県富士山世界遺産センター副館長 様

所在地
名 称
代表者

下記のとおり実施したので報告します。

1 業務の名称

2 契約年月日 令和 年 月 日

3 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 契約金額 金 円（うち消費税及び地方消費税 円）

5 作業実績

時期	業 務 内 容

6 完了年月日 令和 年 月 日